

平成 29 年 6 月 13 日招集

平成 29 年 第 6 回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第69号	佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第70号	佐渡市奨学金貸与条例の制定について	5
議案第71号	佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第72号	佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第73号	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第74号	損害賠償の額を定めることについて	17
議案第75号	災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について	18
議案第76号	小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について	19
議案第77号	平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について	20
議案第78号	平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	20

議案第69号

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例(平成16年佐渡市条例第300号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(連帯保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金の返還債務を連帯して負担する者(以下「連帯保証人」という。)2人をあらかじめ選定しなければならない。

2 連帯保証人のうち1人は、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年のときはその法定代理人、成年のときは父母又はこれに代わる者とし、他の1人は、独立の生計を営む65歳未満の成年とする。

3 連帯保証人のうち少なくとも1人は、本市に住所を有する者とする。ただし、本市に住所を有する連帯保証人を選定することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

第7条第1項中「奨学生」の次に「(奨学金の貸与を現に受け、又は受けていた者をいう。以下同じ。)」を加える。

第8条中「停止されたとき」の次に「(当該事実のあった日の属する月の末日をいう。以下「貸与満了期」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第10条の返還の猶予に係る期間(以下「返還猶予期間」という。)は、返還義務は中断するものとする。

第8条に次の2項を加える。

2 前項の返還は、貸与満了期(引き続き返還猶予期間となる場合は、その期間を含む。)の属する月の翌月から起算して1年を経過した月(以下「返還の始期」という。)から開始する。ただし、奨学生の申し出により、返還の始期より前に返還を開始することができるものとする。

3 返還期間は、奨学生の申し出により、これを短縮することができる。

第9条から第11条までを次のように改める。

(返還債務の免除)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金

の全部又は一部の返還を免除することができる。

死亡したとき。

障害を残す負傷又は疾病を負ったとき。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、奨学生が貸与満了期にあり、次の各号のいずれにも該当するときは、奨学金の全部の返還を免除することができる。この場合において、既に返還した奨学金があるときは、これを還付することができる。

貸与満了期（次条第1号から第3号までの場合を含む。以下同じ。）から10年の期間内において、継続して5年間本市に住所を有し、かつ、医療従事者（第2条の養成施設を卒業し、当該免許を有する者をいう。）として医療施設の業務に従事していること。

前条に規定する返還義務を怠っていないこと。

市税等を滞納していないこと。

（返還の猶予）

- 第10条 市長は、第8条の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予することができる。

養成施設を卒業した日から1年以内に他の養成施設に入学したとき。

第7条の規定により奨学金の貸与を停止された後も引き続き養成施設に在学しているとき。

災害、傷病その他やむを得ない理由により返還が困難であると認められるとき。

市内に住所を有し、かつ、医療従事者として医療施設の業務に従事しているとき（貸与満了期から5年の期間の満了日の翌日までの間において就労を開始したときに限る。）。

（即時返還）

- 第11条 市長は、奨学生が奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生又はその連帯保証人に対して、返済未済額の全額について即時に返還を求めることができる。

- 2 奨学生及びその連帯保証人は、前項の規定による請求があったときは、その債務の期限の利益を失うものとする。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に貸与する奨学金から適用し、施行日の前日までに、改正前の佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の規定により貸与された奨学金に係る返還、返還の猶予及び返還の免除については、なお従前の例による。

議案第70号

佐渡市奨学金貸与条例の制定について

佐渡市奨学金貸与条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市奨学金貸与条例

佐渡市奨学金貸与条例(平成23年佐渡市条例第44号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、本市の発展に資する有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的とする。

(貸与の要件)

第2条 奨学金の貸与を受けられることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次のいずれかの学校に在学する者であること。

ア 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程

イ 専修学校の専門課程、短期大学及び大学

本市に住所を有し、かつ、市税等を滞納していない者の世帯に属する者(進学のため転出した者にあつては、転出直前まで本市に住所を有し、かつ、当該世帯(転出後も当該世帯が市内に引き続き存する場合に限る。)に属していた者)であること。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項第1号アに掲げる学校に在学する者に係る奨学金は、修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる場合に限るものとする。

(奨学金の種類及び額)

第3条 前条第1項第1号アの学校に在学する者に貸与する奨学金は、次のとおりとする。

一時金10万円(入学した年度に限る。)

月額1万5,000円

2 前条第1項第1号イの学校に在学する者に貸与する奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年額から奨学金の貸与を受けようとする者が選択することができる。

区分	年額
入学年度	130万円
	100万円
	80万円
	60万円
入学年度以外	100万円
	80万円
	60万円
	40万円

3 奨学金は、無利子で貸与するものとする。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、その者の在学する学校における最短修学期間とする。

2 奨学金の貸与期間は、最長通算9年とする。

(連帯保証人)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金の返還債務を連帯して負担する者(以下「連帯保証人」という。)2人をあらかじめ選定しなければならない。

2 連帯保証人のうち1人は、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年のときはその法定代理人、成年のときは父母又はこれに代わる者とし、他の1人は、独立の生計を営む65歳未満の成年とする。

3 連帯保証人のうち少なくとも1人は、本市に住所を有する者とする。ただし、本市に住所を有する連帯保証人を選定することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(貸与の決定)

第7条 市長は、前条の申請により選考を行い、奨学金の貸与を受ける者を決定し、毎年度予算の範囲内において奨学金の貸与を行う。

(貸与の終了及び停止)

第8条 市長は、奨学生（奨学金の貸与を現に受け、又は受けていた者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を終了するものとする。

第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

前2号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと市長が認めたとき。

- 2 第3条第1項の奨学金にあっては、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を停止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（返還義務）

第9条 奨学生は、学校を卒業したとき又は前条の規定により奨学金の貸与が終了したとき（当該事実のあった日の属する月の末日をいう。以下「貸与満了期」という。）は、貸与総額に応じて、20年（以下「返還期間」という。）の範囲内においてこれを返還しなければならない。ただし、次条の返還の猶予に係る期間（以下「返還猶予期間」という。）は、返還義務は中断するものとする。

- 2 前項の返還は、貸与満了期（引き続き返還猶予期間となる場合は、その期間を含む。）の属する月の翌月から起算して1年を経過した月（以下「返還の始期」という。）から開始する。ただし、奨学生の申し出により、返還の始期より前に返還を開始することができるものとする。

- 3 奨学金の返還は半年賦の方法により行うものとし、返還月は、7月及び翌年1月とする。

- 4 返還期間は、奨学生の申し出により、これを短縮することができる。

（返還の猶予）

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予することができる。

第8条の規定により奨学金の貸与が終了した後も引き続き在学して

いるとき。

進学したとき。

災害、傷病その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。

市内に住所を有し、かつ、就労しているとき（貸与満了期（前3号の期間を含む。）から5年の期間の満了日の翌日までの間において就労を開始したときに限る。）。

（返還の免除）

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

死亡したとき。

障害を残す負傷又は疾病を負ったとき。

2 市長は、前項に規定するもののほか、奨学生が貸与満了期にあり、次の各号のいずれにも該当するときは、奨学金の全部の返還を免除することができる。この場合において、既に返還した奨学金があるときは、これを還付することができる。

貸与満了期（前条第1号から第3号までの場合を含む。）から10年の期間内において、継続して5年間本市に住所を有し、かつ、就労していること。

第9条に規定する返還義務を怠っていないこと。

市税等を滞納していないこと。

（即時返還）

第12条 市長は、奨学生が奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生又はその連帯保証人に対して、返済未済額の全額について即時に返還を求めることができる。

2 奨学生及びその連帯保証人は、前項の規定による請求があったときは、その債務の期限の利益を失うものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(佐渡市誘致校奨学金貸与条例の廃止)
- 2 佐渡市誘致校奨学金貸与条例(平成22年佐渡市条例第27号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 改正後の佐渡市奨学金貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に貸与する奨学金から適用し、施行日の前日までに、改正前の佐渡市奨学金貸与条例(以下「旧条例」という。)の規定により貸与された奨学金に係る返還、返還の猶予及び返還の免除については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに、廃止前の佐渡市誘致校奨学金貸与条例の規定により貸与された奨学金に係る返還、返還の猶予及び返還の免除については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までに、既に旧条例の規定による奨学金の貸与を受けている奨学生は、新条例の施行後においても、旧条例の規定による奨学金の貸与を申し出ることができる。この場合において、旧条例は、新条例の施行後も、なお効力を有する。

議案第71号

佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、
障害の等級が1級の者

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

議案第72号

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第211号）の規定により医療費の助成を受けることができる者。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者を除く。

第3条第2項第2号の次に次の2号を加える。

佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

佐渡市子どもの医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第224号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

第5条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 助成対象者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者であり、佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けることができるときは、当該助成を受けた後の一部負担金の額が第1項の規定により算定した一部負担金を超える場合につきその差額を助成する。

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

議案第73号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の相手方 新潟県 法人
 - 2 損害賠償の額 610,558円
 - 3 事故の概要
 - 事故発生日 平成29年2月3日 午前3時5分頃
 - 事故の発生場所 佐渡市住吉地内
 - 事故の状況 市所有の除雪車が市道の除雪作業中に電柱に衝突し、相手方所有の電柱を破損させたもの
- 過失割合 佐渡市 100%
相手方 0%

平成29年6月13日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第75号

災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 災害対応特殊救急自動車（両津救急1） |
| 2 | 契約数 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 17,613,450円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新潟県佐渡市東大通861番地1
日産佐渡販売株式会社
代表取締役 上原 洋明 |

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第76号

小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の対象 | 小型動力ポンプ付軽積載車
（デッキバンタイプ） |
| 2 | 契約数 | 5台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 25,700,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新潟県上越市大字石沢1416番地20
株式会社大昭商事
代表取締役 清水 信博 |

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第77号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）

議案第78号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第77号関係資料

《平成29年度 佐渡市一般会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・酪農振興施設整備事業補助金の計上
- ・その他の経費については、当初予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	46,921,985
補正額	309,994
累計予算額	47,231,979

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

地方交付税	107,498
国庫支出金	32,083
県支出金	216,091

4. 主な補正項目

(単位：千円)

畜産振興事業【農業政策課】

補正額：319,927

(事業内容)

- ・酪農振興施設整備事業補助金
生乳プラント施設整備に対する補助金
事業主体：佐渡農業協同組合
総事業費：606,266千円
補助対象事業費：522,441千円
補助割合：国 1/3 以内、県 1/10 以内（上限 50,000千円）、市 2/10

議案第78号関係資料

平成29年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)概要

1. 補正予算について

- ・ 後期高齢者医療保険料軽減判定誤りによる保険料還付金を増額計上等

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	712,200
補正額	1,619
累計予算額	713,819

3. 財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の増額	419
雑入の増額	1,200

4. 補正内容

(単位：千円)

通信運搬費の増額	139
電算処理委託料の増額	280
後期高齢者医療保険料還付金の増	1,000
後期高齢者医療保険料還付加算金の増	200

追加議案目次

議案第79号	両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（建築）工事請負契約の締結について	1
議案第80号	両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（電気設備）工事請負契約の締結について	2
議案第81号	両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（機械設備）工事請負契約の締結について	3

議案第79号

両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（建築）工事請負契約 の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（建築）
工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1,065,960,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市両津夷351番地1
株式会社本間組佐渡支店
支店長 石山 剛

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第80号

両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（電気設備）工事請負
契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2
条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（電気設備）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 221,616,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市加茂歌代354番地7
有限会社両電舎
代表取締役 南子 博文 |

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第81号

両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（機械設備）工事請負
契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2
条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 両津支所・両津地区公民館・両津図書館建設（機械設備）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 210,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市貝塚1203番地8
新潟企業株式会社佐渡支店
支店長 刀根 哲也 |

平成29年6月13日 提出

佐渡市長

三浦 基裕